

労災保険の概要と補償内容について

1. 労災保険の目的

労災保険（労働者災害補償保険）は、政府が管掌する労働者の業務上の災害や通勤途上の災害に迅速に対処して必要な保険給付を行う制度であり、労働者に対する補償の公平性を保つため一人でも労働者を雇用する事業主は必ず加入しなければなりません。

また、その保険料は全額事業主が負担します。

2. 有期事業および継続事業

労災保険は、大別すると有期事業と継続事業に分かれます。

有期事業とは、事業の期間が予定される事業、すなわち、事業の性質上一定の予定期間に所定の事業目的を達成して終了する事業をいい、建設の事業、林業の事業がこれに該当します。

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業をいい、例えば、一般の工場、商店、事務所等がこれに該当します。

3. 労災保険の適用と適用労働者について

労災保険は、使用者の過失の有無にかかわらず（無過失責任）、業務上または通勤途上の災害に適用されます。

また、労災保険は事業単位で成立しますので、その事業に従事する労働者はすべて労災保険の適用労働者となります。

ここでいう事業とは、同一の企業であっても本社・支店・工場などがそれぞれ独立の事業として取り扱われることとなりますので、労働者はそれぞれの事業において労災保険の適用を受けることになります。

建設業を営む企業にあつては、建設の事業およびその他の各種事業（事務職員）の二つの労災保険が成立しているケースが一般的です。

4. 労災保険の補償

(1) 補償対象

労働者を補償対象としており、原則として使用者（事業主を含む役員）は対象から除かれています。

建設業の場合は、元請の労災保険で下請の労働者も含めて補償します。

(2) 災害が発生した場合には次の保険給付があります。

① 治療費（療養）

全額支給されます。※この中には、入院・通院の費用も含まれます。

② 休業時の賃金

休業4日目以降の給付基礎日額の60%が支給され、さらに社会復帰促進等事業から特別支給金として休業4日目以降の給付基礎日額の20%が支給されます。（合計80%）

※「給付基礎日額」とは、災害発生日以前3ヶ月間に支払われた賃金総額を、その期間の総日数で除して算出します。

③ 死亡・障害（傷病）に該当した場合

年金または一時金が支給されます。

また、社会復帰促進等事業から特別支給金の支給があります。

【労災保険の支給額および特別支給金】

種 別	労災保険の支給額 〔給付基礎日額 × 日数〕	特別支給金 〔一時金〕	労働能力喪失率 (参考)
死 亡	年金 245～153 日分	300 万円	
傷 病 1 級	年金 313 日分	114 万円	
〃 2 級	年金 277 日分	107 万円	
〃 3 級	年金 245 日分	100 万円	
身体障害 1 級	年金 313 日分	342 万円	100/100
〃 2 級	年金 277 日分	320 万円	100/100
〃 3 級	年金 245 日分	300 万円	100/100
〃 4 級	年金 213 日分	264 万円	92/100
〃 5 級	年金 184 日分	225 万円	79/100
〃 6 級	年金 156 日分	192 万円	67/100
〃 7 級	年金 131 日分	159 万円	56/100
〃 8 級	一時金 503 日分	65 万円	45/100
〃 9 級	一時金 391 日分	50 万円	35/100
〃 10 級	一時金 302 日分	39 万円	27/100
〃 11 級	一時金 223 日分	29 万円	20/100
〃 12 級	一時金 156 日分	20 万円	14/100
〃 13 級	一時金 101 日分	14 万円	9/100
〃 14 級	一時金 56 日分	8 万円	5/100

④ 葬祭料

〔給付基礎日額 60 日分〕又は〔31.5 万円＋給付基礎日額 30 日分〕のいずれか高い方の額が支給されます。

※ 労災保険の給付は被災者に直接支払われます。

5. 法定外労災補償制度の必要性

労災保険では「慰謝料（逸失利益等）」については補償されないため、被災者側と訴訟に発展した場合など、企業は多額の慰謝料等を用意しなければなりません。

その際の慰謝料等に充てていただく為に創設された制度が法定外労災補償制度であり、建設共済保険は法定外労災補償制度の代表的な制度になります。

被災の程度が死亡・身体障害 1～7 級・傷病 1～3 級に該当した場合、殆どのケースが事故前と同様の作業が出来ない状態、または再就労の困難な状態であるため雇用関係を解除する場合があります、その際に被災者側から企業に対して慰謝料等の請求が発生しやすいものと考えられます。

逆に身体障害 8～14 級の殆どは再就労が可能な状態であり、更に労災保険からまとまった金額（障害等級に応じた一時金 503～56 日分）を受け取るため、企業が追加的補償を求められるケースが少ないと考えられます。

上述の理由から、建設共済保険は、補償範囲を労災保険の支給に追加的補償を必要とするケースが多いと考えられる死亡・身体障害 1～7 級・傷病 1～3 級に限定し、その上で出来る限り安い保険料で多額の補償を行うことを望まれた経緯があります。